

種 目	障害の部位/ 等級	年齢	その他条件	耐用 年数	基準額(円)	難病 対象
入浴担架	下肢・体幹/ 1～3級	原則として3 歳以上	入浴に介助を要する方	5年	洋式82,400 和式133,900	
移動用リフト	下肢・体幹/ 1、2級	原則として3 歳以上	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	257,500	○
特殊マット	下肢・体幹/ 1、2級 知的1、2度	原則として3 歳以上	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工したもの	5年	82,400	○
床ずれ予防用品	肢体不自由 /1、2級	原則として3 歳以上	体圧を分散し湿気や摩擦を軽減することによりじょくそう予防効果のあるもの	3年	29,400	
訓練いす	下肢・体幹/ 1、2級	原則として3 歳～18歳未満	原則として付属のテーブルが付いているもの 意見書必要	5年	33,100	
特殊寝台	下肢・体幹/ 1、2級	原則として学 齢児以上	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800	○
介助バー	下肢・体幹/ 1、2級	原則として学 齢児以上	ベッドサイドに取り付けるバー	5年	45,400	
体位変換器	下肢・体幹/ 1、2級	原則として学 齢児以上	下着交換等に当たって、介助を要する方	5年	15,000	○
特殊尿器	下肢・体幹/ 1級	原則として学 齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの 常時介護を要する者に限る	5年	84,000	○
浴槽（湯沸器含む）	下肢・体幹/ 1～3級	原則として学 齢児以上	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯できるもの	8年	湯沸器含む 141,000 浴槽69,000	
入浴補助用具	下肢・体幹	原則として3 歳以上	入浴に介助を要する方 （住宅改修を伴うものを除く）	8年	90,000	○
移動・移乗支援用具	下肢・体幹・ 平衡	原則として3 歳以上	家庭内の移動等において介助を要する方 （住宅改修を伴うものを除く）	8年	60,000	○
便器	下肢・体幹/ 1～3級	原則として学 齢児以上	手すりのついた腰かけ式のもの （住宅改修を伴うものを除く）	8年	16,500	○
特殊便器	肢体不自由 1、2級 知的1、2度	原則として学 齢児以上	ウォシュレット （住宅改修を伴うものを除く）	8年	55,000	○
ポータブルトイレ	下肢・体幹/ 1、2級	原則として学 齢児以上	—	5年	51,500	
頭部保護帽	身体・知的 ・精神	—	てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	※1	
生活自助具セット	上肢1～3級	—	食事、筆記、衣服の着脱等の動作を容易に行えるもの	3年	20,000	
自動消火装置	身体1、2級 知的1、2度	—	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	8年	28,700	○
電磁調理器	視覚・上肢 1、2級 下肢・体幹 1級 知的1、2度	18歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る（知的障害を除く） 電磁作用によって鍋を加熱するもの、鍋付きは不可	6年	41,000	
屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る	10年	87,400	
フラッシュベル	聴覚2、3級 音声言語3級	原則として学 齢児以上	—	10年	12,400	

携帯用信号装置	聴覚2、3級 音声言語3級	原則として学 齢児以上	—	6年	20,200	
T字状・棒状の杖	下肢・体幹	原則として学 齢児以上	使用により歩行機能を補うことが可能と認 められる者、一度の支給につき1本のみ	3年	4,200	
車いす用雨合羽	—	—	身体障害者手帳の交付を受けた方で車いす の支給された方	3年	10,000	
音声式体温計	視覚1、2級	原則として学 齢児以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世 帯に限る	5年	9,000	
音声式体重計	視覚1、2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世 帯に限る	5年	18,000	
音声式血圧計	視覚1、2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世 帯に限る	5年	12,600	
ネブライザー (吸入器)	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	喀出困難で常時必要な方、意見書必要	5年	36,000	○
電気式たん吸引器	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	喀出困難で常時必要な方、意見書必要	5年	56,400	○
透析液加温器	—	原則として 3歳以上	人工透析を必要とする方（自己連続携帯式 腹膜灌流療法を受けている方に限る）	5年	72,100	
動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメー ター)	呼吸器1、3級	原則として 3歳以上	人工呼吸器を装着している方 意見書必要	5年	157,500	○
	心臓1、3級	—	気管切開を行っている方 意見書必要			
自家発電装置 ※2	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	在宅で人工呼吸器を使用している方 ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波 インバーター発電装置 意見書必要	5年	120,000	
蓄電池 ※2	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	在宅で人工呼吸器を使用している方 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装 置で定格出力が300ワット以上のもの 意見書必要	5年	80,000	
カーインバーター ※2	呼吸器1、3級 同程度の障害	—	在宅で人工呼吸器を使用している方 自動車用バッテリー等の直流(DC)電源を正 弦交流(AC)電源に変換できるもの 意見書必要	5年	40,000	
クールベスト	—	—	体温調整が著しく難しい者 意見書必要	1年	22,000	○
紫外線カットクリー ム	—	—	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、 がんや神経障害を起こすことがある者 1年度に1回基準額まで 意見書必要		41,580	○
携帯用会話補助装置	音声言語、 肢体不自由	原則として学 齢児以上	音声言語の著しい障害を有する方 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換す る機能を有するもの	5年	285,000	
ポータブルレコー ダー	視覚1、2級	原則として学 齢児以上	—	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	
時計	視覚1、2級	18歳以上	—	10年	触読式10,300 音声式13,300	
点字タイプライター	視覚1、2級	原則として学 齢児以上	本人が就労若しくは就学しているか、ある いは就労が見込まれている方に限る	5年	63,100	
視覚障害者用拡大読 書器	視覚	原則として学 齢児以上	本用具の使用により文字等を読むことが可 能となる方	8年	198,000	

音響案内装置	視覚1、2級	原則として学 齢児以上	2級の方は送信機のみ	10年	送信機及び受 信機 51,000 送信機のみ 7,000	
点字ディスプレイ	視覚1、2級	18歳以上	コンピューターの画面情報を点字等により 示すことができるもの	6年	383,500	
活字文書読上げ装置	視覚1、2級	原則として学 齢児以上	—	6年	99,800	
聴覚障害者用通信装 置（ファクシミリ）	聴覚 音声言語	原則として学 齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の 代わりに文字等により通信が可能な携帯式 ファクシミリ又はファクシミリ	5年	40,000	
情報受信装置	聴覚	—	本装置によりテレビの視聴が可能な方	6年	88,900	
会議用拡張器	聴覚2～4級	原則として学 齢児以上	—	6年	38,200	
点字器	視覚	原則として学 齢児以上	本用具の使用により点字を表記することが 可能となる方、点筆含む	7年 5年	標準型10,400 携帯型7,200	
人工喉頭	音声言語	—	喉頭を摘出している方、振動及び駆動によ り音源を口腔内に導き構音化するもの	4年 5年	笛式8,100 電動式70,100	
情報通信支援用具	視覚1、2級 肢体不自由 1、2級	原則として学 齢児以上	(視覚障害者・児) 音声等で情報を取得するためのパソコンソ フト、大型キーボード等 (上肢障害者・児) 口、足、眼等で操作するパソコン用周辺機 器	5年	視100,000 上肢50,000	
地デジラジオ	視覚1、2級	おおむね 18歳以上	—	6年	20,000	
ICタグ読上げ装置	視覚1、2級	原則として学 齢児以上	ICタグに録音した音声を読み上げる機能を 有するもの	8年	59,800	
収尿器	肢体不自由 膀胱	原則として 3歳以上	—	1年	男子用7,700 女子用8,500	
ストマ用具	直腸膀胱	原則として 3歳以上	人工肛門又は尿路変更をした方	—	消化器10,000 尿路13,000 ※3	
紙おむつ 又は洗腸用具	—	原則として 3歳以上	脳原性又は二分脊椎による排尿機能障害も しくは排便機能障害のある肢体不自由の方 直腸又は膀胱機能障害かつ、ストマ用装具 を装着できないため、常に紙おむつ等を使 用している方 紙おむつ・サラシ、ガーゼ・脱脂綿等衛生 用品・洗腸装具のいずれかの物品	—	紙おむつ 12,000 洗腸用具 2,000 ※3	

※1 オーダーメイドAスポンジ・革製品 15,200 Bスポンジ・革・プラスチック製品 36,750

既製品はこの基準額の80%

※2 自家発電装置、蓄電池、カーインバーターの併給は不可。

※3 ストマ装具、紙おむつ又は洗腸用具の基準額は月額です。

※介護保険対象の方は、下記のものは介護保険制度で対応します。

①移動用リフト ②特殊マット ③床ずれ予防用品 ④特殊寝台 ⑤体位変換器

⑥特殊尿器 ⑦入浴補助用具 ⑧移動・移乗支援用具 ⑨便器